



平成27年度

訪問入浴介護/

介護予防訪問入浴介護

集団指導資料

(本編)



平成28年2月16日

岡山市 保健福祉局 事業者指導課

目 次



日時：平成28年2月16日（火）
場所：百花プラザ多目的ホール

《ページ》

1	お知らせ	1
2	平成27年度制度改正について	2
①	料金表	20
3	運営にあたって	21
①	主な関係法令・通知等	21
②	平成27年度主な指摘・指導事項	23
③	留意事項	27
④	人員・設備・運営基準について	38
	・管理者の責務	66
	・サービス提供記録	72
⑤	特集	74
⑥	個人情報の保護について	75
4	資料	80
5	様式	91



事業者指導課（訪問通所事業者係）からのお知らせ

1. 各種書類の提出期限について

- ① 平成28年度介護職員処遇改善加算届出書（計画書）等

平成28年2月29日（月）

厳守

- ② 平成27年度介護職員処遇改善加算実績報告書

平成28年7月29日（金）

厳守

2. 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、疑義照会・質問等については、「質問票」によりFAXにて送信してください。

3. 多職種連携会議について

岡山市内の6つの福社区別に、年に2～3回開催されている会議です。開催場所等の調整のため、直前のご案内となってしまいますが、決定後直ちに、メール又は関係地域の事業所へのFAXでお知らせさせていただきます。

<次回> 市民と専門職による『在宅医療・介護』意見交換会（福社区：東）
日時：2/27（土）13:30～16:00 場所：西大寺ふれあいセンター

★こちらからもご確認いただけます。

【岡山市 医療政策推進課 トップページ】

http://www.city.okayama.jp/hofuku/hokenfukushiseisaku/hokenfukushiseisaku_00001.html



介護保険制度の改正の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行（～29年度）
- * 介護保険制度内でのサービス提供であり、財源構成も変わらない。
- * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に重点化（既入所者は除く）

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

- このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大（※軽減例・対象は完全実施時のイメージ）
- * 保険料見直し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
- * 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
- * 軽減対象：市町村民税非課税世帯（65歳以上の約3割）

重点化・効率化

①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- ・2割負担とする所得水準は、65歳以上高齢者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上（単身で年金収入のみの場合、280万円以上）。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- ・医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

- ・預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
- ・世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- ・給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案
- * 不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

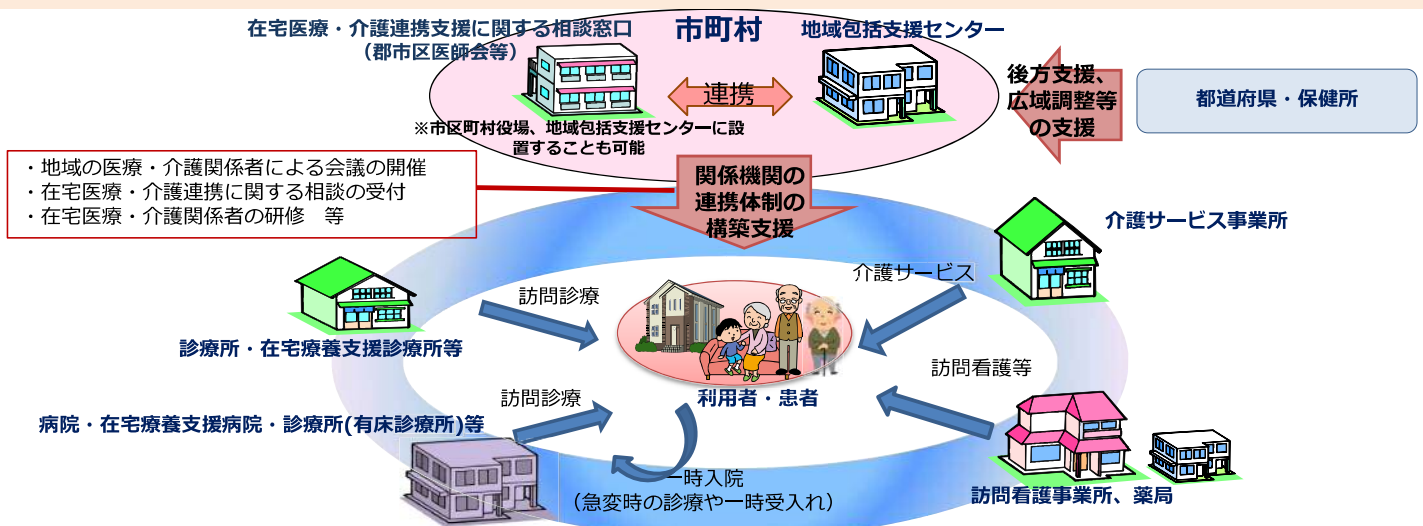
在宅医療・介護の連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

（※）在宅療養を支える関係機関の例

- ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (165単位)	所要時間が20分から起算して25分を越すことに+67単位(20)単位を限度	×70/100	×90/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (I) +20/100 特定事業所加算 (II) +10/100 特定事業所加算 (III) +10/100 特定事業所加算 (IV) +5/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	(2) 20分以上30分未満 (245単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (388単位)										
	(4) 1時間以上 (564単位に30分を増すことに+80単位)										
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位)										
	(2) 45分以上 (225単位)										
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 97単位)											
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)											
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)											
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (2)の90/100)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (2)の80/100)										

： 特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,234単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×34/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (2)の90/100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (2)の80/100)						

： 特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 1,168単位)	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 2,335単位)					
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3,704単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単 位数の合計				
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000)					
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)					
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)					

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 834単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×34/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)						

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

サービス提供体制強化加算の拡大（H27改定後）

- 介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うとともに、職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行っている。
- また、24時間のサービス提供が必要な施設サービスについては、安定的な介護サービスの提供を確保する観点から、常勤職員が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行っている。（平成21年度介護報酬時創設）
- なお、「常勤職員の割合」や「一定以上の勤続年数の職員の割合」については、サービスの質の評価が可能と考えられる指標について、検討を進めることを前提に、暫定的に用いている。
- H27改定においては、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価するための区分を創設する。

サービス	要件	単位
訪問入浴介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が40%以上配置されていること、又は、介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が60%以上配置されていること。	①：36単位/回 ②：24単位/回
夜間対応型訪問介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が30%以上配置されていること、又は、介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。	①：18単位/回 ②：12単位/回 （包括型 ①：126単位/人・月 ②：84単位/人・月）
訪問看護	○ 研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	6単位/回
訪問リハビリテーション	○ 3年以上の勤続年数のある者が配置されていること。	6単位/回
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が50%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が40%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：18単位/回 ②：12単位/回 ③：6単位/回 ※介護予防通所介護・介護予防通所リハビリ 【要支援1】 【要支援2】 ①：72単位/人・月 ①：144単位/人・月 ②：48単位/人・月 ②：96単位/人・月 ③：24単位/人・月 ③：48単位/人・月
療養通所介護	3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	6単位/回
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が50%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が40%以上配置されていること。 ③ 常勤職員が60%以上配置されていること。 ④ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：640単位/人・月 ②：500単位/人・月 ③・④：350単位/人・月
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が40%以上配置されていること、又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が60%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が30%以上配置されていること、又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。 ③ 常勤職員が60%以上配置されていること。 ④ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：640単位/人・月 ②：500単位/人・月 ③・④：350単位/人・月
認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が60%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が50%以上配置されていること。 ③ 常勤職員が75%以上配置されていること。 ④ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：18単位/人・日 ②：12単位/人・日 ③・④：6単位/人・日

※1 訪問介護及び居宅介護支援については、特定事業所加算において、人材に関する同旨の要件を定めている。

※2 表中、複数の単位設定がされているものについては、いずれか一つのみを算定することができる。

※3 介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合」である。

サービス提供体制強化加算の拡大（単価）

点数の新旧及び算定要件

（介護福祉士割合5割以上）

サービス	新
介護老人福祉施設	
地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人保健施設（短期入所療養介護（老健、病院、診療所、認知症病棟含む））	
介護療養型医療施設	
短期入所生活介護（空床利用含む）	
介護予防短期入所生活介護	（I）イ 介護福祉士6割以上：18単位/日 （I）ロ 介護福祉士5割以上：12単位/日
短期入所療養介護	
介護予防短期入所療養介護	
認知症対応型共同生活介護	
介護予防認知症対応型共同生活介護	
特定施設入居者生活介護	
介護予防特定施設入居者生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	

旧
（I）介護福祉士5割以上：12単位/日

（介護福祉士割合4割以上）

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	（I）イ 介護福祉士5割以上：640単位/月 （I）ロ 介護福祉士4割以上：500単位/月
通所介護	
認知症対応型通所介護	（I）イ 介護福祉士5割以上：18単位/回 （I）ロ 介護福祉士4割以上：12単位/回
介護予防認知症対応型通所介護	
通所リハビリテーション	【要支援Ⅰ】（包括報酬） （I）イ 介護福祉士5割以上：72単位/月 （I）ロ 介護福祉士4割以上：48単位/月
介護予防通所介護	【要支援Ⅱ】（包括報酬） （I）イ 介護福祉士5割以上：144単位/月 （I）ロ 介護福祉士4割以上：96単位/月
介護予防通所リハビリテーション	

（I）介護福祉士4割以上：500単位/月
（I）介護福祉士4割以上：12単位/回
【要支援Ⅰ】（包括報酬） （I）介護福祉士4割以上：48単位/月
【要支援Ⅱ】（包括報酬） （I）介護福祉士4割以上：96単位/月

（介護福祉士割合3割以上）

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	（I）イ 介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上：36単位/回 （I）ロ 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：24単位/回
夜間対応型訪問介護 （包括型：夜間対応型訪問介護）	（I）イ 介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上：18単位/回 （I）ロ 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：12単位/回 【包括型】 （I）イ 介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上：126単位/月 （I）ロ 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：84単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	（I）イ 介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上：640単位/月 （I）ロ 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：500単位/月



（I）介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：24単位/回
（I）介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：12単位/回
（I）介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：84単位/月
（I）介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：500単位/月

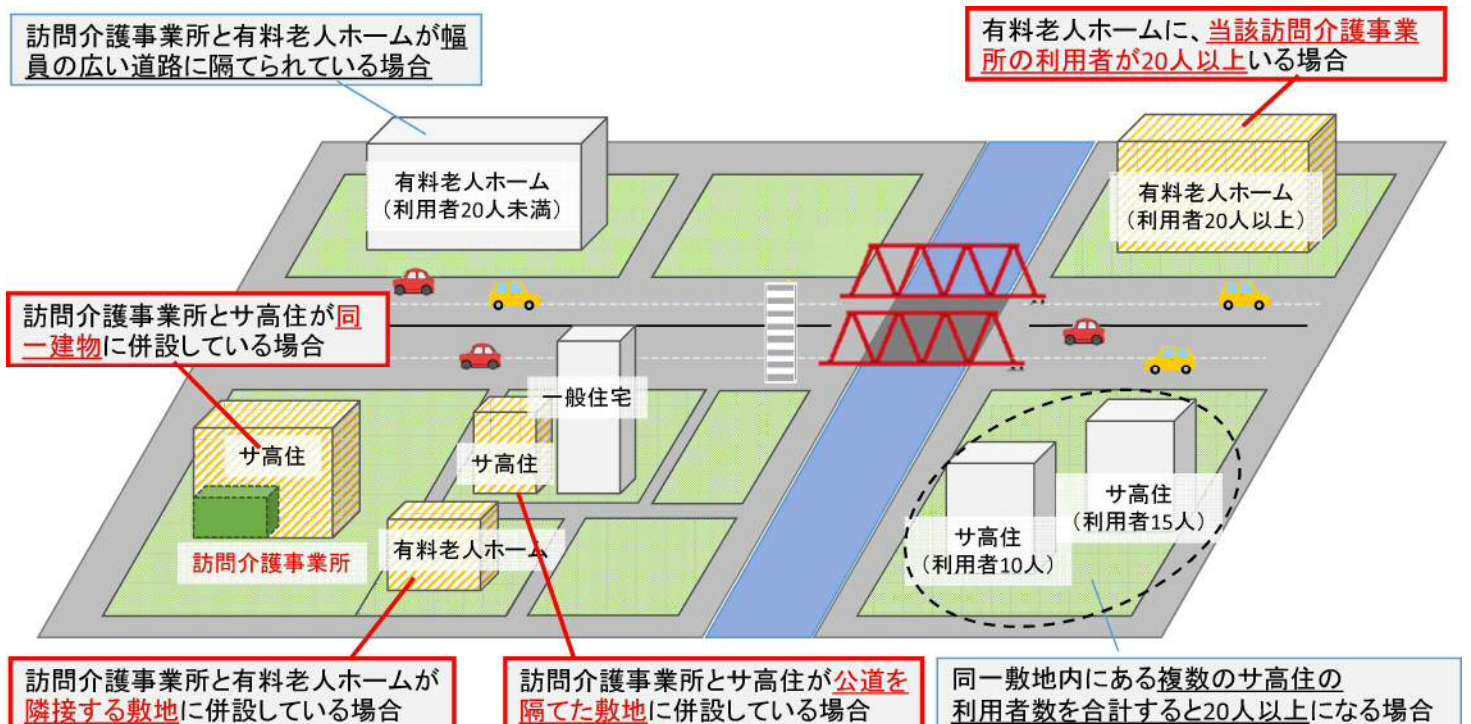
※ 介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」である。

集合住宅におけるサービス提供の報酬（改正後概要）

	減算の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	—
定期巡回・随時対応サービス	600単位/月 減算	・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者	—
居宅療養管理指導	医師:503単位 →452単位 等	・同一建物居住者。具体的には以下の利用者 ①養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居・入所している複数の利用者 ②小規模多機能型居宅介護(宿泊サービス)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービス)などのサービスを受けている複数の利用者	・同一日に2人以上の利用者を訪問する場合
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	①94単位/日 ②47単位/片道 減算	①事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。 ②事業所が送迎を行っていない者	・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	(別報酬体系)	・事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者	・利用者の居所(事業所と同一建物に居住するか否か)に応じた基本報酬を設定

集合住宅におけるサービス提供<参考> 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直しイメージ図（訪問介護の場合）

脚注：  減算となるもの  減算とならないもの



1 総則事項の見直し

① 「出張所等」の定義

解釈通知

第2 総論

- 1 事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。
なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

② 「常勤」の定義

解釈通知

第2 総論 2 用語の定義 (3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

【追加項目】

ただし、「育児・介護休業法」第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障のない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

2 運営に関する基準の改定

① 居宅介護支援事業所に対する訪問入浴介護計画の提供

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」
第13条第12号 より

【新設】

○介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の提出を求めるものとする。

解釈通知 第3 1（訪問介護） 3（13）⑥ 参照

【新設】

○居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問入浴介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問入浴介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問入浴介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。



平成27年度 介護報酬改定関係

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

1 介護報酬の改定について

① 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供

体制届不要

(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護共通)

(ア) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算する。

(イ) 上記以外の建物(建物の定義は同上)に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する利用者が一定数以上であるものについて、新たに減算する。

○事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供を行う場合の減算

所定単位数に90/100を乗じた単位数 ※平成27年度から体制届は不要

※ 算定要件等

○ 集合住宅の居住者にサービス提供する場合に減算対象となる利用者は以下のとおりとする。

- ・ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する者
- ・ 上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)

報酬告示

注7 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。以下この注並びに訪問入浴介護費の注4、訪問看護費の注3及び訪問リハビリテーション費の注2において同じ）若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問入浴介護事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（以下、「留意事項通知」という。）

留意事項通知 3 訪問入浴介護費（4）

※訪問介護 2の（11）を準用

（11） 指定訪問入浴介護事業所と同一の敷地若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する取扱い

① 同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の定義

注7における「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下「有料老人ホーム等」という。）及び同一の敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問入浴介護事業所と有料老人ホーム等が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なるものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

② 同一の建物に20人以上居住する建物の定義

イ 「当該指定訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の有料老人ホーム等を指すものであり、当該有料老人ホーム等に当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

□ この場合の利用者数は1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

- ③ 当該減算は、指定訪問入浴介護事業所と有料老人ホーム等の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

（同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に該当しないものの例）

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

（同一の建物に20人以上居住する建物に該当しないものの例）

- ・ 同一建物に、複数のサービス付き高齢者向け住宅として登録された住戸が点在するもの（サービス付き高齢者向け住宅として登録された住戸が特定の階層にまとまっているものを除く。）であって、当該建物の総戸数のうちサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数が5割に満たない場合。

- ④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

② サービス提供体制強化加算の拡大

体制届必要

（訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護共通）

介護福祉士については、継続的に専門性を高めることを前提とし、介護職の中核的な役割を担う存在として位置づけられる方向性が示されていることを踏まえ、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件については、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価するための区分を創設する。

○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ：36 単位/回(H27.4～)

介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上

○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ：24 単位/回

介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上

報酬告示 2 訪問入浴介護費

□ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ | 36単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ | 24単位 |

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス等基準第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ）の全ての訪問入浴介護従業者（指定居宅サービス等基準第45条第1項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ）に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。
- (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。
- (3) 当該指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。
- (4) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。

□ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)□

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。

留意事項通知

3 訪問入浴介護費

(7) サービス提供体制強化加算について

① 研修について

訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

同号イ(2)(ニ)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・ 利用者のADLや意欲
- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ 家族を含む環境
- ・ 前回のサービス提供時の状況
- ・ その他サービス提供に当たって必要な事項

③ 健康診断等について

同号イ(3)の健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

③ 介護職員処遇改善加算

体制届必要

（訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護共通）

介護職員処遇改善加算については、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乗せ評価を行うための区分を創設する。

- ※ 新しい加算率
- イ 加算（Ⅰ）：(H27.4～) 3.4%
 - ロ 加算（Ⅱ）：(旧加算Ⅰ) 1.8%→1.9%
 - ハ 加算（Ⅲ）：(旧加算Ⅱ) ロにより算定した単位×0.9→ロにより算定した単位×0.9
 - ニ 加算（Ⅳ）：(旧加算Ⅰ) ロにより算定した単位×0.8→ロにより算定した単位×0.8

報酬告示

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。第35号及び第65号を除き、以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

- (6) 当該指定訪問介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

□ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ□(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A
(平成 27 年 4 月 1 日)

【全サービス共通】

○常勤要件について

問 1 各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間としているときは、当該対象者については 30 時間勤務することで「常勤」として取り扱って良いか。

(答)

そのような取扱いで差し支えない。

問 2 育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者がいる場合、常勤換算方法による人員要件についてはどのように計算すれば良いか。

(答)

常勤換算方法については、従前どおり「当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法」であり、その計算に当たっては、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者の有無は問題にはならない。

問 3 各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか。

(答)

労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。

なお、労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者については、同法の解釈として、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとされている。このため、職場で「管理職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第 23 条第 1 項の措置とは別に、同項の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。

【訪問系サービス関係共通事項】

○集合住宅減算について

問5 月の途中で、集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。

(答)

集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。

月の定額報酬であるサービスのうち、介護予防訪問介護費、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬(日割り計算が行われる場合は日割り後の額)について減算の対象となる。

なお、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)の基本夜間対応型訪問介護費については減算の対象とならない。また、(介護予防)小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護費については利用者の居所に応じた基本報酬を算定する。

※ 平成24年度報酬改定Q&A(vol.1)(平成24年3月16日)訪問系サービス関係共通事項の問1は削除する。

問6 集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

(答)

集合住宅減算は、訪問系サービス(居宅療養管理指導を除く)について、例えば、集合住宅の1階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力(移動時間)が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。

従来の仕組みでは、事業所と集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ。)が一体的な建築物に限り減算対象としていたところである。

今般の見直しでは、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象とすることとしたものである。

このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合は移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないも

のと考えている。

- ・ 広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、UR（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）
- ・ 幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

問7 「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が1月あたり20人以上の場合減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。

(答)

算定月の実績で判断することとなる。

問8 「同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

(答)

この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。(サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の算定がなかった者を除く。)

問9 集合住宅減算の対象となる「有料老人ホーム」とは、未届であっても実態が備わっていれば「有料老人ホーム」として取り扱うことでよいか。

(答)

貴見のとおり、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの要件に該当するものであれば、集合住宅減算の対象となる。

問10 集合住宅減算として、①指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の利用者、②指定訪問介護事業所の利用者が20人以上居住する建物の利用者について減算となるが、例えば、当該指定訪問介護事業所と同一建物に20人以上の利用者がいる場合、①及び②のいずれの要件にも該当するものとして、減算割合は△20%となるのか。

(答)

集合住宅減算は、①指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）の利用者又は②①以外の建物であって、当該指定訪問介護事業所における利用者が同一建物（建物の定義は①と同じ。）に20人以上居住する建物の利用者について減算となるものであり、①と②は重複しないため、減算割合は△10%である。

料 金 表

【根拠】

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

◆ 介護給付費単位数表（地域区分別1単位の単価：7級地 10,21円）

計算方法

単位数×10,21（地域単価）＝A（1円未満の端数切捨て）

A×0,9（保険請求割合）＝B（1円未満の端数切捨て）

A（介護報酬総額）－B（保険請求額）＝利用者負担額

- ♣ 上記の計算から導く額と違いが生じる場合もあるので、A（介護報酬総額）×0,1で導くのは間違いです。

下の表は、利用者が1割負担の場合のものなので、2割負担の場合は、上の式の0,9を0,8に変えて、算出してください。

- ♣ 処遇改善加算、同一建物減算等（すべての請求分に反映されるもの）を考慮しない場合の単位数表です。

1 訪問入浴介護費（1回につき）

	改正後単位数	介護報酬	利用者負担額
訪問入浴介護費	1,234単位	12,599円	1,260円

2 介護予防訪問入浴介護費（1月につき）

	改正後単位数	介護報酬	利用者負担額
介護予防訪問入浴介護費	834単位	8,515円	852円

3 加算

	改正後単位数	介護報酬	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	36単位	367円	37円
サービス提供体制強化加算Ⅰロ	24単位	245円	25円

主な関係法令・通知等

主な関係法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

居宅条例と予防条例のどちらにも定めがある事項は、この「平成27年集団指導資料」の中では、「居宅条例」のみの表記に統一しています。

【基準・解釈通知一覧】

項目	種類	名称	凡例
人員・設備・運営	基準・条例	岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）	居宅条例
		岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号）	予防条例
	規則	岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（岡山市規則第98号）	市施行規則
		岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（岡山市規則第103号）	市予防施行規則
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）	解釈通知
		介護保険法に基づき条例で制定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準について（平成25年岡事指第1221号）	市解釈通知
介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）	居宅算定基準
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生省告示第127号）	予防算定基準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）	居宅算定基準留意事項
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老計発第0317001号）	予防算定基準留意事項

- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成11年老企第25号)
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項
について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）

主な関係通知等

介護職員初任者研修課程の実施等に伴う告示及び通知の改正について

(平成25年3月29日老高発0329第2号・老振発0329第1号・老老発0329第1号)

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて

(平成25年1月25日厚生労働省老健局総務課事務連絡)

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について

(平成17年7月26日医政発第0726005号)

介護保険の給付対象事業における会計区分について

(平成13年3月28日老発第8号)

ストーマ装具の交換について

(平成23年7月14日医政医発0705第3号)

文献

- ・介護報酬の解釈1 単位数表編 平成27年4月版(発行:社会保険研究所)・・・青本
- ・介護報酬の解釈2 指定基準編 平成27年4月版(発行:社会保険研究所)・・・赤本
- ・介護報酬の解釈3 QA・法令編 平成27年4月版(発行:社会保険研究所)・・・緑本

ホームページ

- ・厚生労働省 法令等データベースシステム
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>
- ・厚生労働省 介護サービス関係Q&A
http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html
- ・WAM.NET(福祉医療機構が運営する、福祉・保健・医療の総合情報サイト)
<http://www.wam.go.jp/>
- ・岡山市事業者指導課ホームページ
http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html





※平成27年度は訪問入浴介護事業所への実地指導を実施しなかったため、訪問介護のうち訪問入浴介護にも関係する事項を抜粋しています。

No	項目	主な指摘・指導事項	指導概要	チェック
1	人員基準	資格証が確認できない訪問介護員がいた。	指定訪問介護の提供にあたる訪問介護員等は、介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定めるものでなければならないため、従業者に関する諸記録を整備しておくこと。	
2	人員基準	管理者が訪問介護員と法人事務局の総務課課長を兼務していた。	管理者は、当該事業所の他の職務、又は同一法人で同一敷地内にあるまたは隣接する他の事業所、施設等の管理業務のうち、どちらかとし兼務できないので、適切な勤務形態に改めること。	
3	人員基準	サービス付き高齢者向け住宅の職務を兼務している訪問介護員が、訪問介護事業以外のサービスに従事した時間と、訪問介護事業に従事した時間を、明確に区分していなかった。	常勤換算で算入することができる勤務時間は、訪問介護員としてサービス提供に従事する時間又はサービス提供のための準備等を行う時間として勤務表に明確に位置づけられている時間のみであるため、他事業との兼務がある場合は勤務時間を明確に区分し、記録しておくこと。	
4	雇用関係	雇用契約書がない訪問介護員がいた。	指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によってサービス提供をしなければならないため、雇用関係を明確にすること。	
5	雇用関係	常勤の訪問介護員の月給が、最低賃金を下回っていた。	労働関係法令に即し、速やかに是正すること。	
6	雇用関係	事業所の訪問介護員等と利用者に親族関係があるかどうかについての確認ができていなかった。	事業所の訪問介護員等と利用者に親族関係があるかどうかについて確認し、訪問介護員等としてサービス提供させることがないように管理すること。	
★7	勤務の予定と実績	勤務予定表及び勤務実績表が作成されていなかった。	指定訪問事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。	
8	勤務の予定と実績	訪問介護事業以外のサービスに従事した時間と、訪問介護事業に従事した時間が、明確に区分されていない従業者がいた。	常勤換算で算入することができる勤務時間は、訪問介護員としてサービス提供に従事する時間又はサービス提供のための準備等を行う時間として勤務表に明確に位置づけられている時間のみであるため、他事業との兼務がある場合は勤務時間を明確に区分し、記録しておくこと。	
9	重要事項の説明	契約締結前にアセスメントが行われている事例が見受けられた。	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ること。	
★10	個人情報の利用	利用者及びその家族の個人情報を用いる場合の、利用者の家族の同意が得られていない事例があった。	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。	
★11	秘密保持	従業者及び従業者であった者に対し、秘密保持のための措置が講じられていなかった。	従業者及び従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずること。	

No	項目	主な指摘・指導事項	指導概要	チェック
12	掲示	掲示物が、重要事項説明書の一部しかなかった。	指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	
13	受給資格の確認	被保険者の受給資格証が、居宅介護支援専門員から受け取った利用者の受給資格証の写しによって確認されていた。	指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証の原本によって確認し、記録すること。	
14	アセスメント	訪問介護計画作成及び変更時にアセスメントが行われていない事例が見受けられた。	訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、これに基づき援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等、具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画を作成すること。	
★ 15	サービス担当者会議録	利用者全員について、サービス担当者会議に参加したことが確認できる記録がなかった。	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。	
16	訪問介護計画	訪問介護計画の作成者が不明であった。	サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならないとされているため、訪問介護計画の作成者を明確にすること。	
17	訪問介護計画	訪問介護計画の作成が、サービス提供後となっている事例があった。	指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。	
18	訪問介護計画	訪問介護計画の同意及び交付が行われていないケースが見受けられた。	訪問介護計画の内容について利用者の同意を得ること。また、交付すること。	
19	訪問介護計画	訪問介護計画が本人に交付されていないものがあった。	サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならないため、遅滞なく交付を行うこと。	
20	訪問介護計画	居宅サービス計画と訪問介護計画のサービス提供日時及び、頻度、具体的サービス内容が異なっていた。	訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。	
★ 21	訪問介護計画	訪問介護計画の内容及びサービス提供内容が、居宅サービス計画の内容に沿ったものになっていない事例があった。	訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。	
22	訪問介護計画	訪問介護計画書に、サービス提供曜日、開始・終了時間、合計時間の記載がない事例が見受けられた。	訪問介護計画の作成に当たっては、所要時間、日程等、具体的なサービス内容を記載すること。	
23	訪問介護計画	居宅サービス計画に記載の援助内容が訪問介護計画の具体的なサービス内容に含まれていないものがあった。また、最新の居宅サービス計画の作成を把握しておらず、それに沿った訪問介護計画の作成を欠いていたため、同意及び交付も行われていないものがあった。	訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。	

No	項目	主な指摘・指導事項	指導概要	チェック
24	訪問介護計画	訪問介護計画の作成後、その計画の実施状況の把握が不十分であった。	訪問介護計画の作成後、その計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてその計画の変更を行うこと。	
25	訪問介護計画	居宅サービス計画が保存されていないケースが見受けられた。	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。	
★ 26	サービス提供	訪問介護員が、居宅サービス計画及び訪問介護計画にないサービス提供をしている事例があった。	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供すること。また、指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うこと。	
★ 27	サービス提供	訪問介護計画に位置づけられている内容のサービスが提供されていない事例があった。	指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。	
★ 28	サービス提供記録	提供したサービスの具体的な内容の記録が全くないものがあった。	指定訪問介護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。	
29	サービス提供記録	サービスを提供した記録が無い事例があった。	サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者へ提供すること。	
30	計画の評価	訪問介護計画の評価・説明が行われていなかった。	サービス提供責任者は、訪問介護計画の実施状況を確認し、評価をして、利用者又はその家族に説明を行うこと。	
31	報告	介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防居宅介護支援事業者へ報告していなかった。	サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防居宅介護支援事業者へ報告すること。	
32	モニタリング	管理者及びサービス提供責任者が、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握できていなかった。	管理者及びサービス提供責任者は、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。	
33	利用料等の受領	医療費控除の対象となる利用者の領収証に、医療費控除の対象額及び居宅介護支援事業所の名称が記載されていなかった。	領収証の記載については、「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成25年1月25日厚生労働省老健局総務課企画法令係事務連絡）を参照し適正に記載すること。	
34	利用料等の受領	通常の事業の実施地域内に居住する利用者から、駐車料金を受け取っていた事例があった。	交通費（移動に要する実費）の支払は、通常の事業の実施地域外の利用者からのみ受けることができるので、通常の事業の実施地域内の利用者から受け取っていた駐車料金については、返還すること。	
35	管理者の責務	管理者としての責務に対する理解が不十分であった。	管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うこと。また、従業者に対し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行うこと。	
36	質の評価	自ら提供する訪問介護の質の評価及びその改善を行えていなかった。	指定訪問介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図ること。	

No	項目	主な指摘・指導事項	指導概要	チェック
37	研修	高齢者虐待防止法に基づく研修がなされていなかった。	利用者の人権擁護、虐待の防止等について、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めること。	
38	研修	従業者の資質向上のための研修が不十分であった。	訪問介護員等の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施すること。	
★39	研修	事業所としての研修計画の作成が行われていなかった。	訪問介護員等の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施し、記録を残しておくこと。	
40	研修	虐待防止責任者を設置していなかった。	虐待防止責任者を設置するとともに、従業者に対して、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講ずること。	
41	事故発生時	事故発生時のマニュアルを整備していなかった。	利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。	
42	緊急時	緊急時対応のマニュアルを整備していなかった。	指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。	
43	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算の算定要件に関する研修について、すべての訪問介護員に対して、同一の内容及び目標が設定されており、個別性が確認できなかった。	当該加算の算定に当たって、研修計画は、個別具体的な目標、内容、研修期間、実施時期等を定めたものとする。	
44	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算の算定要件に関する会議について、内容が適切でない事例があった。また、出席者が訪問介護員一人のみであったことが多く、グループで実施されていたことが確認できなかった。	当該加算の算定に当たっては、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を開催すること。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はないが、サービス提供責任者ごとで開催すること。	
45	届出	利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した事例において、報告が必要な案件でありながら、岡山市へ報告されていなかった。	指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。また、報告を要する案件については、岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱に基づき報告を行うこと。	
46	届出	事業所内のレイアウトが変更されていたが未届であった。	指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を届け出ること。	

